

令和8年4月14日 松江地方裁判所刑事部宣告

令和8年(わ)第19号 過失運転致死被告事件

主 文

被告人を拘禁刑1年6か月に処する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和8年1月23日午後4時7分頃、大型貨物自動車を運転し、松江市a町bc丁目d番e号先の信号機により交通整理の行われている交差点をa町fg丁目方面からa町h方面へ向かい左折進行するに当たり、同交差点左折方向出口には横断歩道が設けられていたのであるから、前方左右を注視し、同横断歩道による横断歩行者等の有無及びその安全を確認しながら左折進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視せず、同横断歩道による横断歩行者等の有無及びその安全確認不十分のまま漫然時速約10ないし20キロメートルで左折進行した過失により、折から同横断歩道直近を信号に従い左方から右方へ横断歩行中のA（当時8歳）に気付かず、同人に自車左側面部を衝突させて同人を路上に転倒させた上、自車左後輪で同人をれき過し、よって、同人に交通外傷の傷害を負わせ、その頃、同所において、同人を前記傷害に基づく脳挫傷により死亡させたものである。

(量刑の理由)

本件は、大型貨物自動車で交差点を左折する際の過失により横断歩行中の被害者を負傷させて死亡させた事案である。

重量等からして事故時に大きな被害が生じやすく、事故に気付けない可能性もあり、構造上、運転席からの死角が多く、右左折時は内輪差による巻込みの危険もある上、助手席の窓に黒色フィルム等を貼付するなどして更に視認性を下げた車両を運転する以上、被告人は、左折時に横断歩道付近を十分注視し、その安全を慎重に

確認すべき相当高度な注意義務を負っていた。にもかかわらず、横断歩道付近を何ら注視せず、巻き込み確認を怠ったまま漫然と左折して犯行に至っており、安全軽視の姿勢は甚だしく、その過失は非常に重大である。勤務先から荷物の配送等を急がされていたとしても、注視・安全確認は運転者自身の問題であるから、大きく酌むことはできない。そして、被害者は、横断歩道（自転車横断帯を含む）を青信号で渡り始めた直後に前記車両と衝突し、転倒直後に後輪で頭を押し潰され、8歳という若さで一瞬にして尊い命と将来を奪われたのであり、その肉体的・精神的苦痛は筆舌に尽くし難い。遺族の無念さも察するに余りある。

以上によれば、本件は、いわゆる交通三悪や轢逃げを伴わない被害者1名の過失運転致死の事案の中で、相当重い部類に属するものであり、被告人に前科がなく、勤務先が加入する保険により遺族に被害弁償が行われることを踏まえても、拘禁刑の執行を猶予するのは相当でなく、短期の実刑を免れない。これらの事情のほか、事実を認めて反省の言葉を述べていること、妻が出廷して被告人のために証言したこと等も考慮し、主文のとおり判決する。

（求刑 拘禁刑2年6か月）

令和8年4月14日

松江地方裁判所刑事部

裁判官 芹 澤 俊 明